

8 障害のある子どもの将来が気がかりです。【心身障害者扶養共済制度】

障害のある子どもなどの将来のために、障害者を扶養している保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」があります。

加入できるのは、次のいずれかに該当する方を扶養している保護者で、特別な疾病や障害を有せず、扶養保険契約の対象となることができる65歳未満の方です。

- ①知的障害者
- ②身体障害者（身体障害者手帳を所持し、その障害程度が1～3級の方）
- ③精神又は身体に永続的な障害がある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①又は②と同程度と認められる方

1 掛金

加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なり、1口当たり月9,300円～23,300円です。

2口まで加入することができます。口数は、加入期間の半ばでも変更することができます。

20年以上（昭和61年3月31日以前に加入した方については25年以上）継続して加入し、加入者が65歳に達した場合（※）は、それ以降の最初の加入応答月から以後の掛金が免除されます。

※ 「65歳に達した場合」とは、毎年度4月1日現在で満65歳であることをいいます。

2 支給額

支給額は次のとおりです。

- ・年金 1口当たり月20,000円

なお、1年以上加入した後、加入者より先に障害者が死亡した場合には弔慰金が、5年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。

- ・弔慰金 1口当たり30,000円～250,000円
- ・脱退一時金 1口当たり45,000円～250,000円

3 支払時期

年金は、毎月、障害者又は年金管理者の口座に振り込まれます。

なお、弔慰金及び脱退一時金は、請求後、加入者の口座に振り込まれます。

4 問い合わせ先

市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課